

【 理事長談話 】

## マイナンバーカードの「保険証代替」 (オンライン資格確認等システム)の当面延期について ～強引な施行計画の再考を求めます～

2021年3月29日  
埼玉県保険医協会 理事長 大場敏明

2021年3月下旬から本格稼働を予定していたマイナンバーカードによるオンライン資格確認等システム(マイナンバーカードの保険証代替)ですが、田村厚労大臣は3月26日の会見で「本格稼働は10月をめどとする」ことを発表し、当面は延期することを明らかにしました。

埼玉県保険医協会は、この延期措置について、現状を見渡せば遅すぎるくらいであり当然な判断であると評価するとともに、政府に対しては、医療機関や国民に向けて政府広報の正式な訂正や周知を行うことや、新型コロナウイルス感染症の発生以前に決定された骨太方針等に基づく計画工程に拘らず、実施計画を再考することを求めます。

私ども埼玉県保険医協会では、2月下旬～3月初旬に県内の保険者団体や統轄する行政に対して、3月以降も当面は保険証で受診することや、マイナンバーカードに対応できる医療機関は少ないことなどを、被保険者や組合員等に周知することをお願いしてきました。これまでの政府広報を見た患者がマイナンバーカードによって受診をしても、ほとんどの医療機関が対応できなければ、窓口において混乱が生じることが確実視されたためです。

厚労省の延期する理由には「登録データの不備」などが挙げられ、健保組合の事務作業に問題があるかのような説明もされています。仮に入力誤りがあったとしても単純なミスであり、本格稼働をさせるこの時期に問題を把握して発表しているとするれば、厚労省のシステムを統括する行政としての能力が問われる事態です。国民皆保険における資格確認システムの創設という大事業でありながら、単純な検証すらされていないことが問題です。

また本格稼働が3月でありながら、「プレ運用」というパイロット運用を3月まで始めなかった、という行程そのものにも誤りを指摘せざるをえません。今回の延期を受け本格実施を「10月をめど」と大臣が発表しましたが、データの整備状況が不明であり、かつ、コロナ禍にあって優先事項が多数存在する医療機関の事情や社会情勢を鑑みれば、一年以上の期間は必要です。無理な行程を止めたり見直すことのできない、菅政権や政府の姿勢には大きな問題があるといえます。半年後も同様の事態を再発させかねません。

日本の国中が新型コロナウイルス感染症の対応で大変な時期でもあり、予算のうえでも人員のうえでも、厚労省、総務省、政府はコロナ対策に全力を尽くしていただきたいと思います。

医療機関におけるカードリーダーの設置が本格稼働の条件であるべきところ、コロナ禍の状況であることも手伝い、申請数は停滞したままです。菅政権が10月から取組んだのが「加速化プラン」という、医療機関に対して導入費用の一部を補助する仕組みに、追加補助を組み入れる施策でした。

この「加速化プラン」により申請を医療機関に対して呼びかけながらも、今回の延期発表に伴い、申請した医療機関に必要な機材提供ができていないことも発表がありました。機器の搬入ができない状況にありながら、3月に入ってから医療機関には申請を呼びかける案内レターが政府やベンダーから繰り返し届いています。申請した医療機関は、専用パソコンなどの機器の入荷が不明なままです。今回の延期に伴い厚労省は、カードリーダーの申請のキャンセルなどに無条件ににんじめるべきです。

3月下旬からの本格稼働準備の対応として、厚労省サイト上にて、オンライン資格確認に対応する医療機関を公表するとしていましたが、どの程度の医療機関が本格実施できる状態であったのか、大臣発表や報道等において定かになっていません。これらの医療機関に対しては、本来ならば、これまでの本格稼働に備えてきたことに対する何かしらの補償等がされるべきです。

そもそもマイナンバーカード自体が普及していない中、スケジュールありきで現場の状況を反影することなくタレントを起用して、頻繁にマイナンバーカードを保険証として利用できると宣伝してきたことに対して、当面の延期と今後の見込みについて政府としてしっかりと広報することが、国民に対する責務です。無理なき計画について早急に周知、案内することを期待します。

以上